

中小企業・個人事業者向け支援事業

地域企業経営支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により厳しい状況にあっても、感染症対策等に取り組みながら事業継続を行えるよう、減収幅に応じて感染対策等に係る経費を支援します。

地域企業経営支援金とは？

令和3年4月から令和4年3月の期間のうち、いずれか1か月の売上が前々年（または前年）同月比**50%以上減少**、または連続する3か月の売上が前々年（または前年）同期比**30%以上減少**している対象業種を営む中小企業者の方が対象となる支援金です。

- ※ 対象業種については裏面を参照してください。
- ※ 令和2年11月から令和3年3月を対象とした支援金とは別事業です（併給可）。

- **1店舗当たり：最大30万円**
- **1事業者当たり：最大150万円**（複数店舗を有する場合） **を支給するもの。**

県独自の緊急事態宣言による特例

「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言（令和3年8月12日発出）」（以下、「岩手緊急事態宣言」という。）に伴い、県が支援額を拡充。また、特に影響を受けている飲食店及び自動車運転代行業に対して市が支援金を支給します。

1. 【県】上限額引き上げ

岩手緊急事態宣言に伴う経営への影響拡大を踏まえ、本支援金の**上限額を引き上げ**。

支援金額の算定に、上記緊急事態宣言期間を含む場合、

- 1店舗当たりの上限額** 30万円 ⇒ **40万円**
- 1事業者当たりの上限額** 150万円 ⇒ **200万円**（複数店舗を有する場合）

- ※ 緊急事態宣言発出以降の申請であっても宣言期間を含まない期間での申請の場合は上限額は引き上げにはなりません。
- ※ 既に本支援金の支給を受けている場合には、宣言期間を含む期間での変更申請が可能です。

2. 【市】飲食店・自動車運転代行業に最大10万円支給

緊急経営支援！

- ① **花巻市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業**であること。
- ② **主たる業種が飲食店及び自動車運転代行業を営む事業者**であること。

※【市】の申請においては、**募集要項に記載の提出書類の他、「営業許可証（認定証）」を別途ご提出ください。**

- （花巻市内の店舗）**1店舗当たり** ⇒ **最大10万円を支給**
- 1事業者当たり** ⇒ **上限50万円**（市内に複数店舗を有する場合）

※岩手緊急事態宣言期間における**いずれか1か月の売上が前々年（または前年）同月比50%以上減少**、または宣言期間を含む**いずれか連続する3か月の売上が前々年（または前年）同期比30%以上減少**していること。

※支給額は、売上を比較する月を含む任意の連続する3か月の売上の合計を前々年（または前年）同期比の売上の合計から差し引いた額となります。

※飲食店とは、食品衛生法第52条第1項に規定する許可を受け、主たる業態が日本標準産業分類に掲げる産業分類において「中分類76－飲食店」又は「中分類77－持ち帰り・配達飲食サービス業」を営む者を指します。

【地域企業経営支援金に関する問合せ先】 地域企業経営支援金事務局 019-654-2390

【市特例分に関する問い合わせ先】 花巻市商工観光部商工労政課商業係 0198-41-3534

【申請先】 花巻商工会議所本所 (0198-23-3381) 石鳥谷支所 (0198-45-4488)
東和支所 (0198-42-3155) 大迫支所 (0198-48-3230)

対象業種、申請期限については裏面をご覧ください。

【対象業種一覧表】

大分類	中分類	大分類	中分類	
G（情報通信業）の一部	38 放送業	L（学術研究、専門・技術サービス業）	71 学術・開発研究機関	
	39 情報サービス業		72 専門サービス業（他に分類されないもの）	
	40 インターネット付随サービス		73 広告業	
	41 映像・音声・文字情報制作業		74 技術サービス業（他に分類されないもの）	
H（運輸業、郵便業）の一部	43 道路旅客運送業 ただし、小分類431 一般乗合旅客自動車運送業を除く。	M（宿泊業、飲食サービス業）	75 宿泊業	
	44 道路貨物運送業		76 飲食店	
I（卸売業、小売業）	50 各種商品卸売業		N（生活関連サービス業・娯楽業）	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
	51 繊維・衣服等卸売業	78 洗濯・理容・美容・浴場業		
	52 飲食料品卸売業	79 その他の生活関連サービス業		
	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	O（教育、学習支援業）	80 娯楽業	
	54 機械器具卸売業		81 学校教育	
	55 その他の卸売業		82 その他の教育、学習支援業	
	56 各種商品小売業		P（医療、福祉）	83 医療業
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	84 保健衛生		
	58 飲食料品小売業	85 社会保険・社会福祉・介護事業		
	59 機械器具小売業	R（サービス業）の一部	88 廃棄物処理業	
	60 その他の小売業			89 自動車整備業
61 無店舗小売業	90 機械等修理業			
J（金融業・保険業）の一部	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関			91 職業紹介・労働者派遣業
	65 金融商品取引業、商品先物取引業			92 その他の事業サービス業
	67 保険業（保険媒介代理業、保健サービス業を含む）			95 その他のサービス業
K（不動産業、物品賃貸業）	68 不動産取引業			
	69 不動産賃貸業・管理業			
	70 物品賃貸業			

※ 総務省「日本標準産業分類（平成21年3月23日告示第175号（平成25年10月改定））」に基づく分類

【申請期限について】

令和4年 **3月31日（木）** まで（当日の消印有効）

注意！

市特例分を適用する場合の申請期限は **令和3年12月28日（火）** まで

【申請にあたっての注意！】

支援金の申請にあたっては、**募集要項を必ずご確認の上申請してください。**募集要項や申請様式は花巻商工会議所のHPからダウンロードしてください。

地域企業経営支援金事務局HP



花巻商工会議所HP



岩手県 地域企業経営支援金

検索

花巻商工会議所

検索